

広島県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年八月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三原市本郷町上北方字法花行二〇〇番一地从先から 三原市本郷町上北方字栗森窪一七番一地从先まで	旧	九・七〇、一 六・八〇 二二・〇〇、 三九・〇〇	七二二・一〇 六四七・〇〇	
三原市本郷町上北方字法花行二〇〇番一地从先から 三原市本郷町上北方字栗森窪一七番一地从先まで	新	二二・〇〇、 三九・〇〇	六四七・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 六三九・〇〇 メートル